

## **[事案 2020-211] 新契約無効請求**

・令和3年3月11日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成27年1月に終身医療保険を契約し、翌月、平成25年1月に契約した終身医療保険（旧契約）を解約したが、以下の理由により、契約を無効とし、旧契約を復旧してほしい。

- (1)本契約の申込時、募集人から、旧契約は解約して、新たに本契約に加入することや、契約の乗り換えにより保険料の総額や支払期間が変わることの説明が一切なかった。
- (2)募集人から、「心疾患や脳疾患で病気になる人が増えてきて、一時金などで困ってしまうケースが増えていることから、政府の指導により、満足いただけるようなものに変更できるようになった。」との説明を受け、また、旧契約の解約について、「あくまで形式上のもの。」と説明があったことから、「支払期間や総額も大差なく、社会問題を発端とした3大疾病への条件改善を今回のみ特別に行っている。」と理解していた。
- (3)旧契約を解約するつもりはなく、旧契約を解約して新契約を締結することで、保険料の総額や支払期間が増えることを知っていれば、本契約を締結することはなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレットや設計書を用いて、旧契約から本契約への乗り換えにより保障の幅が広がる一方、保険料払込期間が本契約の成立から10年となり、旧契約の払込終期よりも延びること、総払込保険料も旧契約を継続するより増えることを説明した。
- (2)募集人は、申立人に対し、条件付解約を利用することで、保障の重複や中断がなく本契約を締結することができることを説明した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人に説明不足等があったと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。